

## 財務会計規程

平成21年5月28日規程第11号

平成22年3月26日改正

平成24年3月23日改正

平成25年3月22日改正

平成27年6月15日改正

### 第8章 契約

#### (契約の方法)

第79条 契約は、指名競争入札又は随意契約の方法により理事長又は理事長の委任を受けたものが締結する。

#### (指名競争入札)

第80条 理事長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから3人以上を選定して指名しなければならない。

#### (入札参加者の資格)

第81条 理事長は、特別の理由がある場合を除くほか、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者並びに暴力団員、暴力団又は暴力団員と密接な関係があることが明らかな者を指名競争入札に参加させることができない。

2 理事長は、次の各号の一に該当すると認められるものを、その事実があった後2年間入札に参加させない事ができる。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事又は製造を粗雑にし、若しくは物品の品質又は数量に関して不正の行為をした者
- (2) 入札においてその公正な執行を妨げた者、又は公正な価格の成立を害し若しくは不正の利益を得るために談合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行する事を妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由無くして契約を履行しなかった者

#### (指名業者選定委員会への付議)

第82条 理事長は、予定価格が1000万円以上の工事の請負並びに予定価格が500万円以上の委託及び物品の購入の契約に関して、第80条の規定により指名競争入札に参加させようとする者を指名しようとするとき、又は、第84条第1項第9号に定める特約店を指名する契約を締結しようとするときは、別に定める東京都公園協会指名業者選定委員会の議を経なければならない。

#### (入札の方法)

第83条 指名競争入札により契約を締結しようとするときは、総価をもって入札に付さな

なければならない。ただし、一定期間継続するものについては、単価について入札することができる。

(随意契約)

第84条 随意契約の方法により契約を締結することができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 契約の性質又は目的が指名競争入札に適しないとき。
- (2) 緊急の必要により指名競争入札に付することができないとき。
- (3) 指名競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (4) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- (5) 指名競争入札に付し入札がないとき、又は再度入札に付し落札者がいないとき。
- (6) 落札者が契約を締結しないとき。
- (7) 国、地方公共団体その他の公法人と契約するとき。
- (8) 予定価格が250万円未満の工事の請負契約及び委託契約、予定価格が150万円未満の売買契約その他の契約をするとき。
- (9) 建物、付帯施設及び工作物等に係る維持修繕等小規模工事を施行させる者(以下、本規程において「特約店」という。)を指定する契約を締結するとき。

2 前項の規定により随意契約によろうとするときは、2人以上の者から見積書を徴するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りではない。

- (1) 前項第9号の特約店を指定する契約を締結するとき。
- (2) 価格の定められた物件を買い入れるとき。
- (3) その他理事長が、その必要がないと認めたとき。

(契約書の作成)

第85条 契約の相手方が決定したときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、その記載を要しないものとする。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約の金額
- (3) 履行期限又は期間
- (4) 契約履行の場所
- (5) 監督及び検査
- (6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (7) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (8) 危険負担
- (9) かし担保責任
- (10) 前各号のほか、必要な事項

2 前項の規定により契約書を作成する場合には、理事長又は理事長の委任を受けた

者が契約の相手方とともに記名押印しなければ、当該契約は確定しないものとする。

(契約書の作成の省略)

第86条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 電気、ガス、水の供給又は公衆電気通信の提供を受けるもの若しくは法令の定めによりその必要がないものであるとき。
- (2) 契約金額150万円未満の物品の購入又は役務の提供を受ける契約で当該契約締結後、直ちに給付を受ける契約(単価契約その他の継続的給付を受ける契約を除く。)であるとき。
- (3) 非常災害等により緊急に施行を要する工事の請負契約、又は契約金額が、250万円未満の工事の請負契約及び委託契約であるとき。
- (4) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即時に支払ってその物品を引き取るとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、随意契約による場合で、理事長がその必要がないと認めるものであるとき。

(注文書、請書等)

第87条 前条の規定により契約書の作成を省略する場合は、注文書の交付、請書の徴収、請求書又は納品書の徴収その他の方法により、契約の存在及び履行の状況を明らかにしておかなければならない。

(検査の実施)

第88条 理事長又は理事長の委任を受けた者は、契約の適正な履行を確保するため、又はその受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするために、職員に必要な検査をさせなければならない。

ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める者の確認をもって検査にかえることができる。

- (1) 契約金額が10万円未満の物品の購入、役務の提供を受ける契約で発注者が確認したとき。
  - (2) 理事長が特に指定する契約について、あらかじめ理事長が指定した職員が確認したとき。
- 2 前項の検査を行う職員は、理事長が指定するものとする。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第106号の規定に基づき公益財団法人の設立の登記をした日から施行する。
- 2 会計に関する規程(昭和52年9月28日規程第1号)は、この規程の施行の日に廃止する。

附 則(平成22年3月26日)

この規程の一部改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106号の規定に基づき公益財団法人の設立の登記をした日から施行する。

附 則（平成24年3月23日）

この規程の一部改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日）

この規程の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月15日）

この規程の一部改正は、平成27年6月15日から施行する。